

大井町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 大井町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議等を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 大井町（以下「町」という。）における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から收受する対価に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 町民又は公共交通利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 国の関係行政機関
- (4) 神奈川県の関係行政機関
- (5) 交通事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 副町長及び町職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長及び監事)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長及び監事は、会長が委員のうちから指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

(分科会)

第7条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 交通会議の事務を処理するため、大井町企画財政課に交通会議の事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、大井町企画財政課長及び大井町企画財政課職員をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第11条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月26日から施行する。